

## 1. 個人所得税

### ❖ 外国人労働者用のアパート購入費用に対する税政策

2021年1月5日、バックニン省税務局は、オフィシャルレター・第14/CTBNI-TTHT号を発行しました。それによると、

企業が外国人である労働者（企業で管理職の職務を保持しており、企業と雇用契約を締結しベトナムで給与を受給している外国人労働者）のためにアパートを購入した場合、

- アパートの購入及び使用に関連する各費用で関連して発生した付加価値税は控除の対象となりません。控除の対象にならない付加価値税額は、法人所得税を確定する際の会計時に損金に算入することができます。
- 当該アパートの減価償却費及びその他関連費用について、インボイス、精算の各エビデンス、書類、法に基づく規定に従った財産所有権証明書、同時に労働者居住用のアパート購入事項について労働契約書及び社内規則において具体的に規定されているのであれば、当該費用は損金に算入することができます。
- 当該アパートの減価償却費及びその他関連費用は、会計帳簿に計上されている減価償却費の金額及び会社が実際に支払った支出額が外国人労働者の課税所得に計算されますが、当該額は課税所得の15%を超えないものとします。

## 2. 外国人契約者税

### ❖ 物流、配達サービスに対する外国人契約者税

2021年2月19日、ハノイ市税務局は、物流、配達サービスに対する外国人契約者税の確定を案内するオフィシャルレター・第5335/CTHN-TTHT号を公布しました。内容の要約は以下ようになります。

海外からベトナムへの国際物流、配達サービスからの収入が発生する外国企業の場合、付加価値税及び法人所得税の課税対象に属しません。

外国企業はベトナムから海外への国際物流、配達サービスからの収入が発生する場合、外国人契約者税の課税対象になります。付加価値税を課税した売上、付加価値税は運送会社（航空、船舶）に支払う国際運送費用を含まない受け取った全ての売り上げのことです。ベトナムで税務申告の条件を満たさない外国企業の場合、ベトナムでの会社が外国企業の代わりに外国契約者税を控除及び申告、納税する責任を負います。具体的には：

- **法人所得税について：**課税売上に対する2%の税率を適用します。
- **付加価値税について：**国際運送（国際ステージに従ったベトナムから海外まで、海外からベトナムまで、もしくは海外での出発地と目的地双方の旅客、荷物の運送を含む）である条件を満たしている場合、付加価値税は0%の税率を適用します。国際運送契約が国内運送ステージをも含める場合、国内運送ステージを含める国際運送となります。

## 3. ビジネス

### ❖ 2020年の投資法の展開に関する案内

2020年12月31日、計画投資省は、2020年投資法の展開に関するオフィシャルレター・第8909/BKHDT-PC号を公布しました。それによると、オフィシャルレターでは以下のようないくつかの内容が案内されています。

- 2021年1月1日より、投資事業の受け入れ手続実施の書類、投資登録の発給、修正、海外への投資許可登録証明書及び投資活動を実現するためのその他の各手続きについては、2020年投資法の規定が適用されます。
- 外国人投資家による出資登録、株式購入に関する書類登録については、従来の規定に加えて、追加で書類を提出する必要があります。
  - 外国人投資家と出資、株式購入、出資を受ける経済組織の間で締結された、当該出資、株式購入、出資を受けることに關する合意文書。

- 国防、安全を保障するケースに対する外国投資家の出資、株式、出資分を受け取る経済組織の土地使用権証明書、及び2020年投資法の規定に基づいた離島、国境近くの町、村、街区、沿岸地域の町、村、街区にある土地使用権証明書を受け取る条件、使用条件に関する土地に関する法律の規定に関する申告文書（抄本を添付）。

#### ❖ 企業登録に関する新たな政令

2021年1月4日、政府は、2020年企業法の規定を基本とした政令・第78/2015/ND-CP号の代替えとなる政令・第01/2021/ND-CP号を発行しました。それによると、本政令にはいくつかの新しい点が含まれています。

- 企業登録申請書の納付時における企業登録手数料及び企業登録公表料の支払い
  - 企業登録証明書が発行されない場合でも企業登録手数料は返金されません。
  - 企業登録証明書が発行されない場合、企業登録公表料は返金されます。
- 企業登録に関する国家データベースにおける企業の法理的な状況に関する明確な規定
 

企業登録に関する国家データベースにおける企業の法理的な状況は、以下のものを含みます。

  - 事業活動の一時停止
  - 登録した住所で事業活動を行っていないこと
  - 税務管理による強制措置により企業登録証明書が没収されたこと
  - 解散、分離、統合又は合併手続き中であること
  - 破産申請手続き中であること
  - 解散、破産、又は清算済みであること
  - 事業活動中であること
- 企業登録又は企業登録内容変更の通知が認められない場合についての補足
 

上記「登録した所在地で事業活動を行っていない」に該当する企業は、企業登録又は企業登録内容変更の通知は認められないものとします。

その他、本法令には、オンラインポータルを通じた企業登録や企業登録内容変更の通知手続き、当該企業登録に関する手続き方法及び手続きの手順も案内されています。

本政令は、2020年1月4日から発効します。

#### ❖ 2021年5月1日以降企業登記の際の新たなひな形

これは企業登記の案内についての通達・第01/2021/TT-BKHĐT号において注目すべき内容です。それによると：

全国で統一に使用される企業登記、事業世帯登記の際の99つのひな形を公布しました。一例として、

- 法的な代表者/委任された代表者のリスト（付録 I-10）
- 企業登記内容変更の通知書（付録 II-1）
- 法的代表者変更の通知書（付録 II-2）
- 事業所/駐在員事務所/支店の活動の登記内容変更についての通知書（付録 II-9）
- 企業が事前に通知した期限より前の、事業所/駐在員事務所/支店の事業活動の停止/継続の通知書（付録 II-19）
- 事業所/駐在員事務所/支店の活動の終了についての通知書（付録 II-20）
- 企業解散についての通知書（付録 II-22）
- 企業登記内容の公表要請書（付録 II-24）

通達・第01/2021/TT-BKHĐT号は2021年5月21日より発効し、2015年12月1日の通達・第20/2015/TT-BKHĐT号及び2019年1月8日の通達・第02/2019/TT-BKHĐT号の代替えとなります。

**お問い合わせ：**

**KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED**

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、7 階、704 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

[tran.mai.tuong.vy@kmc.vn](mailto:tran.mai.tuong.vy@kmc.vn)

Nguyen Van Mui

[nguyen.van.mui@kmc.vn](mailto:nguyen.van.mui@kmc.vn)

(日本語)

Le Quoc Duy

[le.quoc.duy@kmc.vn](mailto:le.quoc.duy@kmc.vn)

Nguyen Thi Thao Uyen

[nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn](mailto:nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn)

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。  
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。